

第2回産業振興局指定管理者候補者選定委員会 議事次第

平成23年7月29日（金） 午後1時00分

本館3階 第3会議室

1 開会

2 議事

- ① 堺市立フォレストガーデン指定管理者候補者選定に係る書類審査について
- ② 堺市立フォレストガーデン指定管理者候補者選定に係る面接審査の方法について及び書類審査集計結果について
- ③ 堺市立フォレストガーデン指定管理者候補者選定に係る面接審査について
- ④ 堺市立フォレストガーデン指定管理者候補者の選定結果について

3 閉会

選定審査方法及び採点について

1. 選定審査方法

・指定管理者の候補者は、選定基準に基づき、応募書類の審査及び面接審査により選定を行う。

・応募団体が4団体以上の場合は、第1次審査として応募書類の審査を実施し、第1次審査合格団体（上位3団体）を対象として面接審査（第2次審査）を実施する。上記審査において採点評価を行い、最終得点で最上位の応募団体を候補者として選定する。

・書類審査と面接審査の合計点数が満点の60%以上に達した団体がない場合は、指定管理者として適格者なしとする。

2. 採点について

・点数は、各委員の採点については、書類審査100点満点、面接審査100点満点とし、それぞれ『100点満点×委員長を除く出席委員数＝満点』とする。（4人の場合400点満点）

・ただし、書類審査と面接審査の出席委員数が異なる場合は、書類審査の合計得点と面接審査の合計得点を単純に合計すると、出席委員数により書類審査の合計得点と面接審査の合計得点の比重が変わるので、比重の調整を行う。（例：書類審査4名、面接審査3名出席の場合、面接審査の合計得点に4/3を乗じる。）小数点以下の数値が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

・総合得点が最上位である場合でも、個別の評価項目において0点の評価があった団体は、候補者として選定しない。

・最上位の者が同点で複数ある場合は、順位点により各委員の採点において、最上位の団体を2点、次点の団体を1点、その他の団体を0点として、その合計点が最上位の応募団体を候補者として選定する。それでもなお最上位の者が同点で複数となった場合は、審査表中の委員会において特に重視する項目（複数可）を審議により決定し、その審査項目の得点で最上位の応募団体を候補者として選定する。

・採点は、下表を基本として行うものとする。

配点基準	配点5点	配点10点	配点15点	配点20点
特に優れている	5点	10点	15点	20点
優れている	4点	8点	12点	16点
普通	3点	6点	9点	12点
多少不十分	2点	4点	6点	8点
不十分	1点	2点	3点	4点
劣っている	0点	0点	0点	0点

面接審査の方法について

1. 申請書の提出団体順に次の要領で面接を行う。

(1) プレゼンテーション（10分）

各評価項目についてのプレゼンテーションを行うものとする。

(2) 質疑応答（20分程度）

提出書類及びプレゼンテーションの内容をふまえ、質問する。

○プレゼンテーションについては、時間厳守とし9分経過時点で時間表示を行い、10分が経過すれば、プレゼンテーションの状況にかかわらず、終了するものとする。

○質疑応答については、20分経過時点で時間表示を行い、質疑応答の状況に応じて進行を行うものとする。

2. 各面接参加団体の出席者について

(1) 各団体の代表者に面接への出席を依頼するが、代理人出席でも可とする。

(2) 各団体の面接出席者は、3名以内とする。

(3) 面接出席者については、必要な事項を事前に報告するものとする。

（事前報告事項：団体名、氏名、所属、役職、連絡先）

(4) 上記の各項目については、面接参加団体が共同企業体等の場合も同様とする。

3. 面接後の意見交換及び採点について

(1) 面接参加団体の全ての面接が終了した後に、各採点者の意見交換を行う。

(2) 各採点者は、面接の内容を受け、採点を行うものとする。